

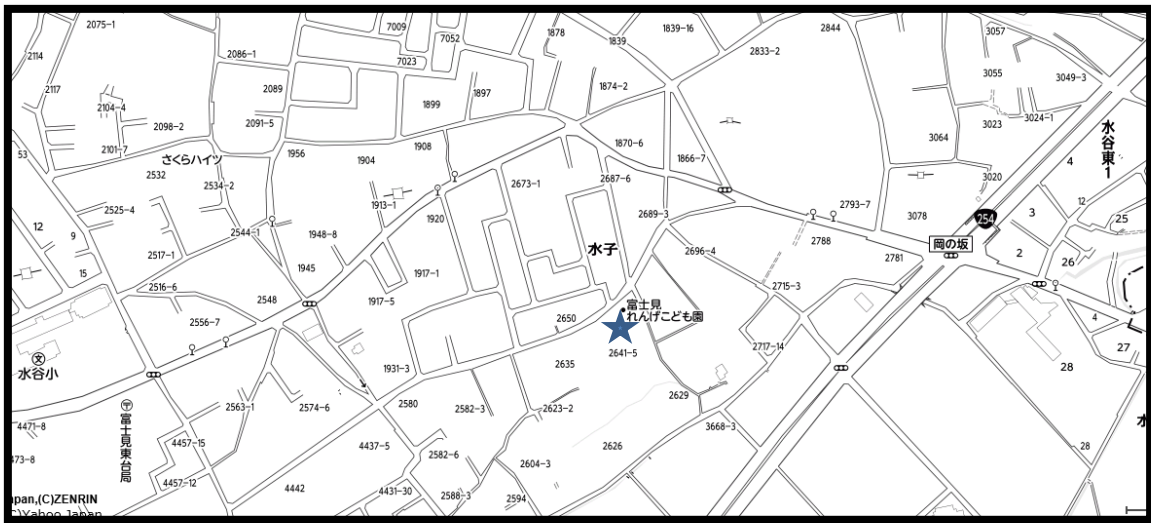
## 生産緑地解除について（水子地区）

### 1 生産緑地を解除する土地

地番	面積
水子 2644-1	399 m <sup>2</sup>

(別図参照)

#### 【周辺地図】



#### 【現地写真】



### 2 生産緑地解除後の土地利用

社会福祉法人秀和会と土地所有者の間で土地賃貸借契約を締結し、富士見れんげこども園の園庭として使用します。

### 3 生産緑地を解除する根拠

保育所（認定こども園）及びその園庭は、生産緑地法第8条に規定する「公共施設等」に該当するため、生産緑地の指定を解除するものです。